

地方公務員等共済組合法施行令等 の改正案について

参考資料

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

改正の趣旨

より多くの人により長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
※ 企業型DC: 厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC (iDeCo): 公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体的な年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

適用拡大にかかるこれまでの経緯

【令和元年9月27日開催
社会保障審議会年金部会 資料】

1.平成16年改正

平成14年度に、多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を検討するために、「雇用と年金に関する研究会」が開催され、厚生年金の適用対象者を「週所定労働時間が20時間以上または年収（年間賃金）65万円以上」とする見直し案が報告された。

この報告を踏まえ、年金部会において議論の結果、「**今回の適用拡大においては、週の所定労働時間が一定以上（具体的には週20時間以上）の者を適用することが適当**」との意見が取りまとめられた。

→ 「国民年金法等の一部を改正する法律」の附則に、「施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置を講じる」との**検討規定が置かれるにとどまった**。

2.平成19年改正法案

「被用者年金一元化法案」において、厚生年金の適用対象者を「**①週所定労働時間が20時間以上、②月額賃金9.8万円以上、③勤務期間1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員規模が301人以上**」とすることを提案。

→ 最終的に**衆議院解散に伴い廃案**となった。

3.平成24年改正

「年金機能強化法」において、厚生年金の適用対象者を「**①週所定労働時間が20時間以上、②月額賃金7.8万円以上、③勤務期間1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員規模が501人以上**」とすることを提案。

→ **三党合意により修正（月額賃金8.8万円以上）の上で可決成立**し、平成28年10月より施行。

なお、附則に「政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」とこととした**検討規定が置かれた**。

4.平成28年改正

「持続可能性向上法」において、「**従業員500人以下の企業に対し、労使の合意に基づき適用拡大を可能**」にすることを提案。

→ **可決成立**し、平成29年4月より施行。

地方公務員等共済組合法の改正の概要

【地方公務員共済における非常勤職員への短期給付等の適用】

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律における被用者保険（厚生年金・健康保険）の更なる適用対象の拡大に併せて、国家公務員共済組合法が、被用者保険の適用対象である非常勤職員に対して、短期給付（医療保険）・福祉事業（健康診査等）を適用するための改正を行う。

地方公務員共済制度は国家公務員共済制度との権衡が法律上求められているため、地方公務員等共済組合法を改正し、同様の措置を講ずる。

※ 地方公務員等共済組合法の改正は、国家公務員共済組合法の改正と同様に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に束ねる形で一本化。

改正の概要

○ 地方公務員等のうち被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とする。

○ 新たに地共済組合員となる非常勤職員に対して、短期給付（医療保険）・福祉事業（健康診査等）を適用する。

※ 当該非常勤職員には過去の適用拡大により既に厚生年金が直接適用されている。被用者年金一元化（平成27年10月～）により、公的年金としての地共済の長期給付は厚生年金となっているため、今回の改正では、短期給付・福祉事業のみ適用する。

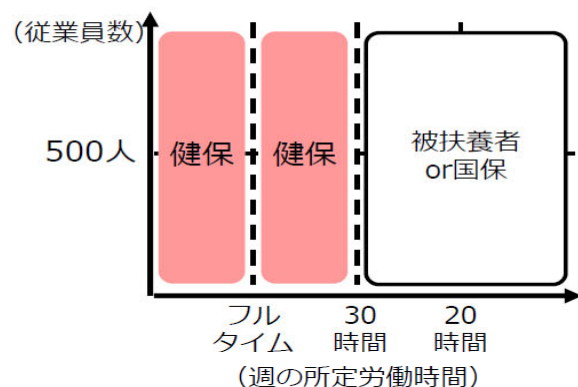
※ この他、年金の繰下げ受給の上限年齢の引き上げ（70歳→75歳）などの厚生年金保険法等の改正に伴う所要の改正を行う。

【施行期日】 令和4年10月1日（一部の改正事項を除く。）

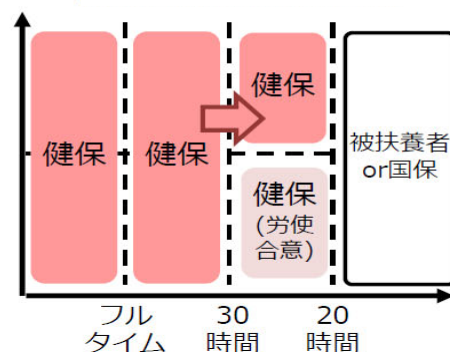
地方公務員共済組合制度の適用拡大の経緯

- 民間企業における被用者保険の更なる適用拡大の状況を踏まえ、地方公務員共済組合制度においても、短期給付・福祉事業について、短時間労働者に対して適用を拡大。

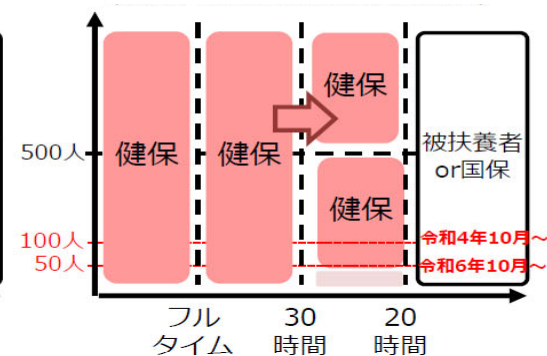
【民間企業】 平成28年9月以前



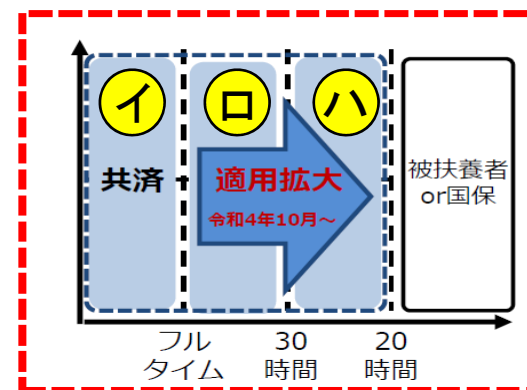
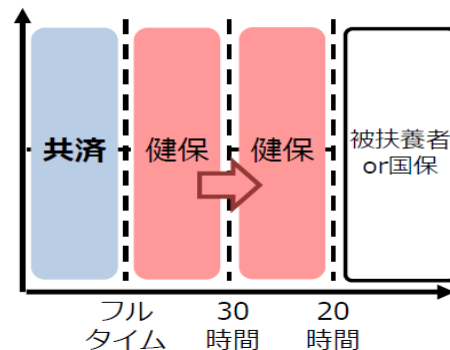
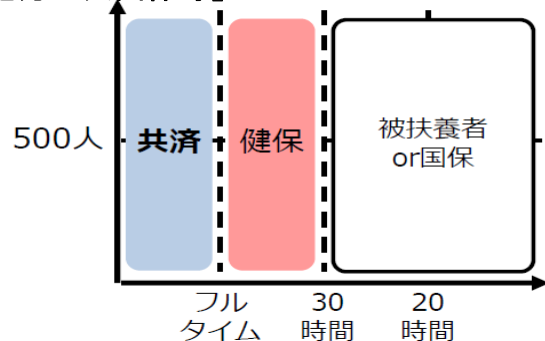
現在



令和4年10月以後



【地方公共団体等】



● : 資料 1-1、2 (1) のイロハ 4
を参照してください。

○地方公務員等共済組合法（下線部は令和４年10月１日に施行される追加箇所）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない地方公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものに限る。第百四十二条第一項及び第百四十四条の三第一項において同じ。）その他の政令で定める者を含まないものとする。）をいう。

二～六 （略）

２～４ （略）

（組合員の資格の得喪）

第三十九条 職員となつた者は、その職員となつた日から、それぞれ第三条第一項各号又は第二項に規定する組合の組合員の資格を取得する。

２・３ （略）

（長期給付の種類等）

第七十四条 （略）

２ 長期給付に関する規定は、次の各号のいずれかに該当する職員には適用しない。

- 一 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの
- 二 臨時に使用される職員その他の政令で定める職員

３ 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

４ 第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員がその適用を受ける組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に新たに組合員となつたものとみなす。

○健康保険法（下線部及び二重取消線部は令和4年10月1日に施行される追加・改正箇所）

（定義）

第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

一 （略）

二 臨時に使用される者であって、次に掲げるもの（イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる所定の定めた期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。）

イ 日々雇い入れられる者

ロ 二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの

三～八 （略）

九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イから二八までのいずれかの要件に該当するもの

イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

~~ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。~~

~~ハ~~ロ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。

二八 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

主な制度改正施行スケジュール

令和3年4月1日

- 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の見直し

令和4年4月1日

- 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大
- 在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年改定
- 現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大
- 退職等年金給付の掛金取扱いの見直し
- 年金給付の返還を受ける権利の時効の見直し
- 退職等年金給付に短期滞在の外国人に対する脱退一時金の新設
- 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- 個人確定拠出年金（iDeCo）の受給開始時期等の選択肢の拡大

令和4年5月1日

- 個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢の引上げ

令和4年10月1日

- 短時間労働者の被用者保険の適用範囲の段階的な拡大（勤務期間・適用事業所規模（500人超→100人超））
- 地方公務員等のうち被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とし、短期給付等を適用
- 標準報酬等級の見直し

令和6年10月1日

- 短時間労働者の被用者保険の適用範囲の段階的な拡大（適用事業所規模（100人超→50人超））